

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

訓 令  
○福島県公文例規程の一部を改正する訓令

## 訓 令

### 福島県訓令第十五号

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

本 庁 機 関  
出 先 機 関

#### 福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県公文例規程（昭和三十五年福島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。  
第二条第六号オ中「あいさつ」を「挨拶」に改める。

附則に次の三項を加える。

3 法規文の公文例式のうち、別表第一の二の規定により条例の例によることとされる同表一の1の(三)、3及び4の(四)の規定については、同表二の規定にかかわらず、当分の間、それぞれ次に定めるところによることができる。

一 一部改正の場合

ア 一の規則の一部を改正するとき（附則例式第一）

イ 二以上の規則の一部を一の規則で改正するとき（附則例式第二）

二 条文の改正等の形式

ア 条文を改正する場合

(1) 条、項、号、ただし書、題名又は見出しの改正（附則例式第三）

(2) 字句の改正（附則例式第四）

(3) 別表又は様式の改正（附則例式第五）

イ 条文の追加

(1) 条、項、号、後段若しくはただし書又は見出しの追加（附則例式第六）

(2) 字句の追加（附則例式第七）

(3) 別表又は様式の追加（附則例式第八）

ウ 条文の削除

(1) 条、項、号又は後段若しくはただし書の削除（附則例式第九）

(2) 字句の削除（附則例式第十）

(3) 別表又は様式の削除（附則例式第十一）

三 附則の規定形式

他の規則の改正に関する規定（附則例式第十二）

附則例式第一（一部改正・一の規則の一部を改正するとき。）

何々………規則の一部を改正する規則をここに公布する。

（元号）何年何月何日

（元号）何年何月何日

福島県知事 氏 名

福島県規則第何号

何々………規則の一部を改正する規則

何々………規則（元号）何年福島県規則第何号

の一部分を次のように改正する。

次の表により、何々………

改正後	改正前
………	………

附 則

この規則は、（元号）何年何月何日から施行する。

附則例式第二（一部改正・二以上の規則の一部を一の規則で改正するとき。）

何々規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

（元号）何年何月何日

福島県知事 氏 名

福島県規則第何号

何々規則等の一部を改正する規則

（何々規則の一部改正）

第一条 何々規則（元号）何年福島県規則第何号の一部を次のように改正する。

次の表により、何々………

改正後	改正前
………	………





(その二) (条、項又は号の追加(条、項又は号を繰り下げないとき。))  
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
※条の例 (例一 最終条の次に加えるとき。) 第何条 ○○○○ (▲▲▲▲) 第何条 ▲▲▲▲ (例二 枝番号を用いるとき。) 第何条 ○○○○ (▲▲▲▲) 第何条の二 ▲▲▲▲ (▲▲▲▲) ※項の例(最終項の次に加えるとき。) (○○○○) 第何条 ○○○○ 2 ○○○○ 3   ▲▲▲▲ ※号の例 (例一 最終号の次に加えるとき。) (○○○○) 第何条 ○○○○ 二 ▲▲▲▲ 三   ▲▲▲▲ (例二 枝番号を用いるとき。) (○○○○) 第何条 ○○○○ 二 (略) 三 (略)	(○○○○) 第何条 ○○○○ (新設) 二 (略) (新設) 二 (略) (新設) 二 (略) 三 (略)

(その三) (後段若しくはただし書又は見出しの追加)  
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)において、改正後欄に掲げる対象規定で傍線を付した部分を、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
※後段又はただし書の例 第何条 ○○○○。ただし、○○○○。 (新設) ※見出しの例 (▲▲▲▲) 第何条 ○○○○。	第何条 ○○○○。(新設) 第何条 ○○○○。

附則例式第七(追加・条文の追加(字句の追加))  
 次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(○○○○▲▲▲▲) 第何条 (略) 2 ○○○○。ただし、 ○○○○▲▲▲▲○○○○。 (○○○○▲▲▲▲) 第何条 ○○○○ 一 ○○○○▲▲▲▲○○○○ 二~四 (略)	(○○○○) 第何条 (略) 2 ○○○○。ただし、 ○○○○。 (○○○○) 第何条 ○○○○ 一 ○○○○ 二~四 (略)

附則例式第八(追加・別表又は様式の追加)  
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

様式第何号	(新規)
-------	------

附則例式第九(削除・条、項、号又は後段若しくはただし書の削除)  
 (その一) (条、項又は号の削除(条、項又は号を繰り上げるとき。))  
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
※条の例 (削る) 第八條 (略) 第九條 (略)	第八條 (〇〇〇〇) 第九條 (略) 第十條 (略)
※項の例 (〇〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇。 (削る) 2   〇〇〇〇〇〇。 3   (略)	第何条 (〇〇〇〇〇〇) 2   〇〇〇〇〇〇。 3   (略) 4   (略)
※号の例 (〇〇〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇。 (削る) 二   〇〇〇〇〇〇。 三   (略)	第何条 (〇〇〇〇〇〇) 二   〇〇〇〇〇〇。 三   (略) 四   (略)

(その二) (条の削除(既存の条に影響を及ぼさないようにするとき。))  
 次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(例一 削る条が一のとき。) 第何条 削除 (例二 削る条が二のとき。) 第何条及び第何条 削除	(〇〇〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇
(例三 削る条が三以上のとき。) 第何条から第何条まで 削除	(〇〇〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇) 第何条 〇〇〇〇〇〇

(その二) (条の削除(最終条又は同一条のうち最終枝番号の条を削除するとき。))  
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分で改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(例一 最終条を削除するとき。) 第何条 〇〇〇〇〇〇 (削る) (例二 同一条のうち最終枝番号の条を削除するとき。) 第何条 〇〇〇〇〇〇 第何条の二 〇〇〇〇〇〇 (削る)	第何条 〇〇〇〇〇〇 第何条 〇〇〇〇〇〇 第何条の二 〇〇〇〇〇〇 第何条の三 〇〇〇〇〇〇



改正後	改正前
(削る)	別表第二
別表第二 (略)	別表第三 (略)
(削る)	様式第一号
様式第一号 (略)	様式第二号 (略)
様式第一号 (略)	様式第三号 (略)

(その二)〔既存の別表又は様式に影響を及ぼさないようにするとき。〕  
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第何条 削除	別表第何条 (略)
様式第何号 削除	様式第何号 (略)

3 附則例式第十二(附則・他の規則の一部改正)  
何々規則(元号)何年福島県規則第何号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
.....	.....

注 条文等の改正の形式については、附則例式第三から第十二までの例による。  
4 公示文の公文例式のうち、別表第二の一の1(例式第一(その二)及び例式第二(その二))に係る部分に限る。については、同表一の一の規定にかかわらず、当分の間、前項の規定の例によることができる。

5 令達文の公文例式のうち、別表第三の一の1(例式第一(その二)及び例式第二(その二))に係る部分に限る。については、同表一の一の規定にかかわらず、当分の間、

第三項の規定の例によることができる。  
**附 則**  
この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条第六号オの改正規定は、公布の日から施行する。  
(文書法務課)

